

男女共同参画社会へ向けての啓発誌

しまねの
女と男
ひと



特集

21世紀の女性と税金・年金制度

「このままでいいの?税金・年金制度と女性の生き方」

税理士 山崎久民氏 講演抄録

年金・税金制度にひとこと言わせて!

- 事例報告 県内の女性の登用状況
- あすてらすお届け講座
- こんにちは あなたのまちの男女共同参画行政担当です!
- あすてらすからのお知らせ

9

あすてらす

特集

21世紀の女性と税金・年金制度

私たちの社会基盤を支え、暮らしを守るための税金・年金制度。生活に密着した制度でありながら、自分の負担はどうなっているかといえば「天引きされているし、計算方法も複雑でよくわからない」という人が多いのではないだろうか。

今回の特集では、税理士の山崎久民さんの講義内容をご紹介します。社会保障制度が私たち一人一人の生き方にどのように関わっているのかを、「女性の生き方」という切り口で考えてみたいと思います。

このままでいいの？税金・年金制度と女性の生き方

税理士/山崎久民 講演抄録



山崎久民
●やまざき ひさみ

【プロフィール】
中国開封市出身。高校卒業後、大手メーカーに就職するが、男女の昇給・昇進格差に愕然とし、税理士を目指す。68年に税理士試験に合格し、開業。93年には「女と男が平等に働くための制度改革をすすめる会」を、99年には「WAN「女と農」ネットワーク」を立ち上げる。著書に「税理士が見たジェンダー」(ユック舎、2000年)など。

1 少子高齢社会の今

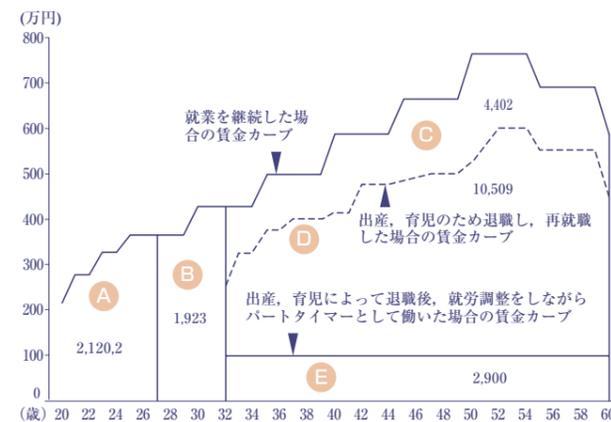
私たちが直面している少子高齢社会の状況について見てみると、人口統計データによれば50年後には65歳以上の人口割合が32.3%、20歳～64歳は50%となり、2人で1人を支えなければならぬという非常に厳しい社会状況が予測されている。しかし、実際はこの数字で見るよりもっと厳しいだろう。というのも、この50%の半分を占める女性のうちの1/3は支える側ではなく、支えられる側に回っているからである。つまり、専業主婦やパート労働者等、税金・年金の負担を免除されている女性が1/3存在することだ。少子高齢社会を乗り越えていくためには、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業の社会を変革していかなければならない。言い換えれば、夫とセットになることで女性が保護を受けるような世帯単位の社会から、夫と切り離されても自分で生きていくことが可能な個人単位の社会への変革が必要だろう。

2 女性の働き方と生涯所得

国民生活白書によると、女性が仕事を中断せずに働き続けられれば、生涯所得は概算で約2億1900万円になる。しかし、日本の女性の働き方は出産を機に退職し、子どもから手が放れると再就職するのが一般的だ。そこで、仕事を中断した場合、所得に及ぼす影響を下図で見てみよう。例えば、短大卒で就職、27歳で出産退職し、32歳で第2子が満1歳になって再就職した場合、フルタイムとして再就職をしても、総賃金収入はA+D+Eとなり、就労を継続した水準(A+B+C+D+E)には及ばない場合が多く、金銭的損失は合計で約6300万円となる。さらに、103万円の壁*を意識して年収をおさえるとEのように何年働いても収入は増えないため、損失合計は退職金を含めると約1億8500万円にもなる。

この事実は是非若い人たち、特に男性に知ってもらいたい。

■出産・育児に伴う就業の中断による利益の損失



注) グラフ内の数字は、線で囲まれた部分の賃金の合計。(単位:万円)
・女性正社員就業継続コース 2,120+1,923+2,900+10,509+4,402+退職金(1,700)≒2億3,600万円
・フルタイム再就職コース 2,120+2,900+10,509+退職金≒1億7,300万円
・パートタイム再就職コース 2,120+2,900≒5,000万円
出所) 「国民生活白書」97年版。

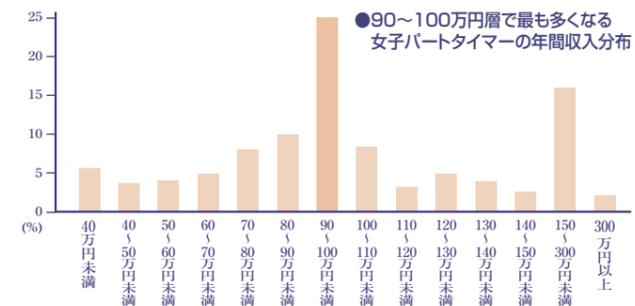
例えば、結婚するときに安易に「君、仕事を辞めて家に居てくれる?」と言うことで、これだけの金銭的利益を受けるチャンスを相手の女性から奪うことになるのである。

このことは、「財産」の捉え方にも関わっている。現在の税制では、財産は全て個人単位の夫婦別産制である。ということは自分名義の収入がなければ、自分の財産は作れない。収入がなくても自分の財産を持つことは出来るが、親や夫からの相続、贈与に限られるし、ある一定金額以上になれば相続税や贈与税が課される。さらに、夫が先に死亡した場合、自分名義の預金通帳を作っていたとしても、自分名義の収入がなければ、その預金は夫の財産とみなされてしまう場合がほとんどだ。つまり、稼ぐチャンスを失うということは、自分の財産を作るチャンスも一緒に失うことになるのである。

※103万円の壁とは

パートで働く主婦が年末になると収入が103万円を超えないように就労調整をするのは以下の4つのメリットがあるからだ。

- ①自分の収入に所得税がかからない。課税対象所得は収入総額から【給与所得控除65万円+基礎控除38万円=103万円】を引いた額である。
- ②夫が「配偶者控除」「配偶者特別控除」を受けられる。但し、配偶者特別控除は年収141万円未満まで適用される。
- ③夫が配偶者手当を受けられる…会社等が給与に上乗せして配偶者手当を支給する場合、妻の年収の上限を103万円とする場合が多い。
- ④自分の年金保険料を負担しなくてもよい。(民間サラリーマンや公務員の妻で年収130万円未満の者は年金保険料が免除される)



労働省「パートタイム労働者総合実態調査報告」1995年

3 配偶者控除の誕生とその歴史的背景

日本では、経済的な力は圧倒的に男性が握っているが、そのシステムを背後で支えてきたのは先に述べた性別役割分業である。これによって、女性は家事・育児・介護という無報酬労働の大半を担い、それが女性の働き方に大きな影響を与えてきた訳だが、税金制度に性別役割分業の考え方が組み込まれたのはそれほど昔ではない。配偶者控除が独立した形で誕生したのは1961年。当時、製造業を軸に高度経済成長を推進していた政府は、男性を仕事に専念させるために、家事や子育てを引き受ける妻たちを優遇する措置を取り、内助の功を期待した。

これと足並みを揃えて、教育の現場でも性別役割分業が後押しされ、翌年の1962年には中学家庭科の男女別学が始まり、63年には高校女子の家庭科が必修となる。1975年の国際婦人

年以降、国際社会では男女平等の推進に向けて政策が進められた時期に、日本では1987年、配偶者特別控除が導入され、性別役割分業が一層強化されていった。この背景の一つには、この年に導入された消費税と引き替えに、所得税の減税を「アメ」として導入したという経緯がある。もう一つは、当時急増していたパート労働の女性たちから、年収が103万円を超えると配偶者控除が受けられなくなり、世帯としての手取額が減るという逆転現象に対して不満の声が上がり、その解決策として配偶者特別控除が導入されたのである。こうした専業主婦(あるいは収入の少ない主婦)優遇制度によって、女性のライフスタイルは一方向へと誘導されていくことになった。

4 配偶者控除と配偶者特別控除の問題点

では、実際に配偶者控除、配偶者特別控除はどのようなものか、実際に計算してみよう。

① 総収入金額(年収)が400万円の場合

必要経費●134万円、所得控除は基礎控除のみ

総収入金額 - 必要経費 = 所得金額
400万円 - 134万円 = 266万円

所得金額 - 基礎控除 = 課税所得
266万円 - 38万円 = 228万円

税率10% → 税金 22.8万円

妻が専業主婦の場合
●配偶者控除、配偶者特別控除(各38万円)が差し引かれる
228万円 - 38万円 - 38万円 = 152万円

税率10% → 税金 15.2万円

7.6万円の差額

② 総収入金額(年収)が800万円の場合

必要経費●200万円、所得控除は基礎控除のみ

総収入金額 - 必要経費 = 所得金額
800万円 - 200万円 = 600万円

所得金額 - 基礎控除 = 課税所得
600万円 - 38万円 = 562万円

税率: 0~330万円 → 10%
330~900万円 → 20%

330万円×10% = 33万円
232万円×20% = 46.4万円
税金 79.4万円

妻が専業主婦の場合
●配偶者控除、配偶者特別控除(各38万円)が差し引かれる
562万円 - 38万円 - 38万円 = 486万円

税率: 0~330万円 → 10%
330~900万円 → 20%

330万円×10% = 33万円
330万円×20% = 31.2万円
税金 64.2万円

5.2万円の差額

上記の①と②の例を比較してみると、収入の高い人の方が妻の内助の貢献として税金で得をするしくみになっている。しかも、これによって税金が安くなり収入が増えるのは貢献している妻ではなく夫なのである。

5 年金制度の問題点

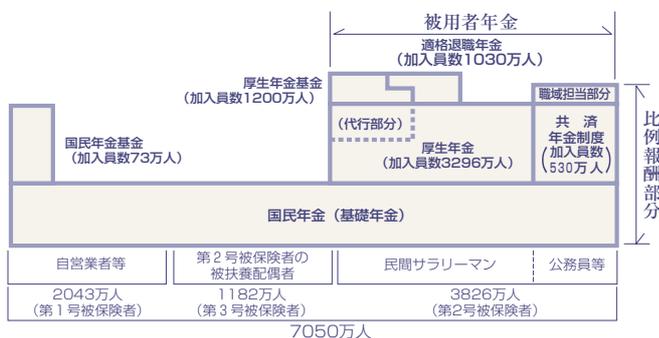
日本の年金制度は被用者年金と、国民年金(基礎年金)の二つに大きく分かれている。被用者年金の加入者は第2号被保険者と呼ばれ、基礎年金と比例報酬部分を合体した保険料を自分の収入に合わせて支払っている(ただし保険料の半分は事業主が負担)。第2号被保険者の被扶養配偶者(いわゆるサラリーマンの妻)は第3号被保険者と呼ばれ、収入が無いが、あっても130万円未満の者が該当する。実はこの第3号被保険者だけは保険料を負担する必要がなく、その分を第2号被保険者が全員で負担するという制度になっている。自営業者やその妻は第1号被保険者と呼ばれ、収入の有無を問わず毎月13,300円の保険料を支払わなければならない。このように加入区分によって支払い額に大きな差が生じており、その是非が議論されているところである。

次に女性の年金受給についてだが、専業主婦の場合、国民年金の部分だけを受け取る。妻が第2号被保険者(給与所得者)の場合は、国民年金に加えて比例報酬部分も受け取れる。ただし、現役時代の給料の男女格差がそのまま年金に反映されるため、妻の年金は夫の半分程度とい

う場合が多い。夫が死亡した場合は、夫の基礎年金部分は原則個人単位なので、本人が死ぬと夫と共に消えてしまい妻には残されないが、比例報酬部分の3/4は専業主婦であった妻に遺族年金として支給される。妻が給与所得者の場合は、次の三つの選択肢から一つを選ぶことになる。

- ① 夫の遺族年金は受け取らずに自分の基礎年金と比例報酬部分を受け取る。
- ② 自分の比例報酬部分は取らずに、夫の3/4を受け取る。
- ③ 自分と夫の比例報酬部分を半分ずつ受け取る。ほとんどの場合、②の金額が一番多くなり、結局は専業主婦の場合と受け取る割合が同じになってしまう。夫の給料があまり高くない場合は、共働きの妻よりも専業主婦の遺族年金が多いことさえあり得る。すると働いてきた女性たちからは不満の声が出てもおかしくない。現行の制度は、まず職業によって制度が分かれ、入口のところで区別されてしまうこと、さらに、女性の場合は自分の職業だけでなく、夫の職業や働き方によって払う保険料も受ける給付も大きく変わる点で問題である。

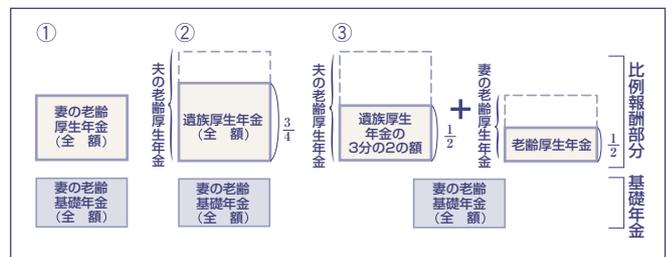
■年金制度の体系(1999年3月末現在)



第1号被保険者(自営業者等)	第2号被保険者(民間サラリーマン・公務員等)	第3号被保険者(被用者等の被扶養配偶者)
○20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生等が加入	○民間サラリーマン、公務員等が加入	○民間サラリーマン、公務員等の配偶者が加入
○保険料は定額月額13,300円	○保険料は報酬(月収)額に比例厚生年金の保険料率17.35% ○労使折半で保険料を負担	○被保険者本人は負担不要 ○夫(妻)の加入している年金の保険者が負担

出所) 厚生省調べ。

■遺族年金の3つの選択肢



現在の税金制度や年金制度では、恵まれたサラリーマンの夫と生涯離婚しない専業主婦が優遇されており、言い換えればそれ以外の人々が優遇されないことになる。社会保障は誰にも公平であるべきであり、ライフスタイルの一つの方向に誘導するものであってはならない。そのためには制度の見直しはもちろん必要だが、性別役割分業を見直し、男も女も両方が自立し、誰もが公平に社会保障を受けられる社会を目指すべきではないだろうか。

年金・税金制度にひとこと言わせて!

～ 山崎久民さんの講義を受講したセミナー参加者の声～

「^{ひと}女と男の^{ひと}もっと変わろうセミナー」第2回の講師としてお招きした山崎久民さんの講義には、30人の男女が参加し、活発な意見交換が行われました。ここでは、その内容の一部をご紹介します。



「女と男の^{ひと}もっと変わろうセミナー」グループワークの様子

専業主婦である自分たちが責められているような気持ちになるとい声がありました。専業主婦を責めているのではなく、そういうシステムになっていることを問題にしないといけないんですね。

103万円の壁のせいで労働意欲のある女性も制度のために働く量を調整しなければならないというのは問題だと思う。

制度や法律が国民一人一人のためというよりも、他の政策のために戦略として利用されているというのはショック。

テーマ 現在の年金・税金制度のあり方について

社会に出るときに、社会保険をかける意味とが、かけることで今後どうなっていくのかをきちんと説明してほしい。

「**自**分名義の収入があっではじめて自分の財産がもてる」このことは大変ショックでした。

若い人は専業主婦になることを夢みたいに思っていますが、結婚退職をするということは、老後の夢をなくすんだよ、離婚したくても出来なくなったり、自分の生活を支えていくことができなくなるよということを伝えたい。

二人で一人前という考えに慣らされてきたが、助け合うこととセットでしか生きられないというのは別問題だという考え方に勇気づけられた。

Q&A コーナー

Q 質問：セミナー参加者

A 回答：山崎久民さん

Q 自立の大切さは分かったが、家庭と仕事との両立はどう考えればいいですか？

A 家事・育児は無償労働ですが、大事な仕事です。この無償労働が大切にされない社会はずいぶん住み難い社会だと思います。この重要な仕事に女性たちだけでなく、男性も関われるような、もっと余裕のある社会になって欲しいですね。例えば男も女もみんなが一日5時間働く。そうすれば家事や育児にもっと関わることが出来ますよね。いろいろな条件にある人たちが安心して子育てできるような社会づくりが必要です。

Q 自分が将来年金をもらえるのか老後のことが不安になってきました。

A 国民年金の空洞化ということが今問題になっています。国民年金に加入せず、また加入しても保険料を支払わない人が増えているのです。国民年金が破綻する時は恐らく民間企業も何もかもが破綻してしまうでしょう。そういう社会にしないためには私たちがどんどん政治に関わり、おかしいと思うことは積極的に声をあげていくしかないと思います。

Q 今後制度が変わっていく可能性はどれくらいあるのですか？

A 個人単位の制度という観点で大きく議論されているのは

1. 夫婦別姓
2. 配偶者控除、配偶者特別控除
3. 年金制度

の3つですが、一番やっかいなのが年金です。配偶者控除等については有識者の間では理論的などころでの反対意見はもうなくなっていますが、未だに男性の学者や労働組合の幹部の中には制度改革に抵抗を示している人も多いようです。年金・税金制度見直しへの一番有効な方法は、いわゆる専業主婦の女性たちが、制度への疑問や意見を出していくことだと思います。専業主婦の間では「自分が責められているようで後ろめたい」という声もありますが、そこを乗り越えて、あるべき姿を意見として出して欲しいですね。

県内の女性の登用状況

県では2月に策定した「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた施策を進めています。施策の基本的方向と具体策としてあげた5つの基本目標のうち基本目標Ⅱ「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」では、市町村、各種機関、企業、団体等に対しても女性の参画の拡大が図られるよう、働きかけや支援を行うことが示されています。

ここでは、先に行われた「男女共同参画推進本部会議」で紹介された県内の女性の登用状況についての事例をご紹介します。

事例 ① JA島根中央会「進み始めたJA運営への女性参画」

JAグループとしての男女共同参画については、現在のところ「JA運営への女性参画」を中心に取り組んできている。そのJA運営への参画には、正組合員や、総代、理事になる、各種の委員会の一員となるといった方法がある。

まず、取り組みの経過であるが、12年度に県段階において「JA運営への女性参画推進検討委員会」を設置し、アンケートによる実態把握やJAの意向をもとに、JA、JA女性組織と共に検討をすすめ、目標数値も含めた参画の進め方について報告書を取りまとめた。その後3年に1回開催する県JA大会において、JAグループとして、「JA運営への女性参画を進める」ことを確認した。

そして、取り組みの手順として、各JAにおいてプロジェクトの設置等により、女性参画のための基本方針を定め、具体的な行動計画により取り組みを進める事とした。

また、実態については、現在女性の役員は、新規も含め、理事が2名、監事が2名、(内1名は組合員外の監事)である。正組合員、総代は、総数に占める女性割合が、それぞれ、14.6%、3.1%である。

特に、理事について述べると、今年改選期であった「JA島根おち」においては、理事の定数枠内において2名の女性理事が選出された。この女性理事の選出にあたって特に懸念されたことは、JAとして席を用意しても女性が応じ得るのかということであったが、女性の積極的な行動により、理事誕生に至ることができた。

最後に、全JAに共通する課題として、特に理事に関して一つは、女性に責任能力はあるのか、もう一つは、JAの運営、経営がわかるのかということがある。この点は、JA、女性双方で心配しており、それを納得できる形で解決し、理解しあうことが必要となる。



事例 ② 島根労働局雇用均等室「すすむ女性の管理職登用—女性の雇用管理アンケート調査から—」

職場で、女性が持っている能力を十分に発揮できる雇用管理が行われるよう、男女雇用機会均等法の大幅改正がされ、平成11年4月から施行された。

島根労働局雇用均等室では、改正均等法施行後の県内企業の対応状況を調べるために、平成13年3月現在で、女性の雇用管理アンケート調査を実施した。調査対象企業は、雇用者が30人以上の民営事業所、1,186社で、うち673社から回答があった。

調査項目の1つとして、女性の管理職登用状況を聞いている。女性管理職が、どのくらい登用されているのかは、職場で男女を問わず昇進・昇格への門戸が開かれ、個々人の能力評価がされているかの均等度を測る「ものさし」として重要視している。

集計の結果、女性管理職がいる事業所の割合、管理職総数に占める女性の割合を役職別に見てみると右図のようになり、全国より高くなっている。

このように、県内事業所の登用状況が、全国レベルより高い理由として、回答事業所のなかでサービス業の占める割合

が高かったこと、特に病院・社会福祉施設・旅館・農協等においては、女性が多く就労しており、女性の管理職登用がかなり以前から進んでいること、女性の専門職が多いことがあげられる。それに加えて、他業種においても、徐々に、登用が進んできていることによると思われる。

今、事業所全体で、女性の能力をフルに発揮できるよう、女性が負っているさまざまなハンディを取り除く取組(ポジティブ・アクション)を進めているので、さらに、女性の登用がすすんでいくものと期待している。

	女性管理職がいる事業所の割合		管理職総数に占める女性の割合	
	島根県	全国	島根県	全国
部長相当職	10.5%	7.4%	5.3%	1.6%
課長相当職	25.7%	19.0%	7.9%	2.6%
係長相当職	37.7%	31.2%	17.6%	7.7%

(比較している全国調査:厚生労働省;平成12年度女性雇用管理基本調査結果)

レポート

あすてらすお届け講座

(弥栄村婦人会中央学級)

●と き／8月4日(土) 14:00～16:30 ●ところ／弥栄会館トレーニングセンター

あすてらすでは、地域の団体・企業・市町村などとの共催で、男女共同参画社会づくりに向けて、地域のニーズにあった「あすてらすお届け講座」を県内各地で開催しています。今年度は、県内8ヶ所で開催しますが、ここでは、最初に行われた弥栄村での様子をご紹介します。

講演会

「男女共同参画 はじめの一步」

香川県教育委員会生涯学習課 指導主事 川西輝子さん

パネルディスカッション

「助け合ってませんか 家事、育児、介護」

コーディネーター／川西輝子さん

パネラー／鎌原ヤシエさん、角田忠良さん、岡本均さん



弥栄村婦人会では、毎年「婦人会中央学級」と銘うって研修の場をもっていたが、今年度は役員改選の年に当り、役員総入れ替えとなった。11名の新しい役員は、お金なし、経験なしでこの会をどうしたものかと頭をかかえていたところだった。たまたま目にとまった「あすてらすお届け講座」のチラシを見て、早速申し込みをし、運良く共催できる運びとなった。

開催当日は、予想を上回る120人の参加者を迎え、一同大喜びだった。「ジェンダーってなに？」の問いかけで講演会は始まった。「あなたの思う男らしさ、女らしさってなんですか？」マイクを片手にどンドン会場の中に踏み込んでこられる講師に、「眠ってなんかいられない」と皆に緊張が走った。

男らしさ—強く、たくましくて、弱音をはかずに、心を広く、やさしくたよりになって…

女らしさ—気がよくなって、細やかで…

こうしてみると、私たち女性は知らず知らずのうちに何と男性に

多くのことを期待してきたのだろうか。男女共にジェンダーの本当の意味を理解し、性別に関係なく一人の人間として様々な場に立ち向かわなくてはならないと強く感じた。

パネルディスカッションでは、金城町議会議員の鎌原ヤシエさん、母親の介護をしている角田忠良さん、3人の子育て中の岡本均さんにそれぞれの立場での男女共同参画についての意見を聞いた。

「あすてらすお届け講座」をきっかけに、村内という小さな枠でしか情報交換の場がなかった会員たちも、男女共同参画に関して広い知識が得られ、私たち婦人会員の輪が一回り大きくなった気がする。

さらに、11月23日開催の「あすてらすフェスティバル2001」には、弥栄村コーナーとして出展し、村内のPRと他町村の方々との交流ができればと、今から楽しみにしているところだ。

(弥栄村婦人会 事務局 賀戸ひとみ)

平成13年度「あすてらすお届け講座」開催スケジュール

開催日	講座名	講師	共催団体名	開催地
9/15(土)	21世紀 女と男のあたりし い生き方を求めて	広岡守穂 (中央大学法学部教授)	グループ“さくらえ女性ネット”	桜江町
10/21(日)	「女」と「男」高齢化社会の 役割を考える集い	飯野奈津子(NHK解説委員)	安田・北仙道婦人会	益田市
10/28(日)	21世紀の男女共同参画づ くりフォーラム	宝井琴桜(講談師)	日原町男女共同参画推進協 議会	日原町
12/2(日)	しなやかに～私たちの男女 共同参画	応援夫婦漫才「笑工房」 伊田広行 (大阪経済大学経済学部助教授)	益田市企画振興課	益田市
1/26(土)	21世紀の男女共同参画社 会づくり講演会	猪野郁子 (島根大学教育学部教授)	佐田町婦人団体交流会	佐田町
2/2(土)	男女共同参画社会づくり フォーラムinひきみ	増原久子 (前出雲市女性センター長)	匹見町連合婦人会	匹見町
2/16(土)	くらしの場面で考える男女 共同参画	東由水枝(広島文教女子大 学副手)／天野和昭	柿木村の女性ネットワーク	柿木村

こんにちは あなたのまちの 男女共同参画行政担当です!

江津市社会福祉課 女性施策係

TEL(0855) 52-2501 (内線275)
FAX(0855) 52-4512

江津市は、社会福祉課に女性施策係が設置されていて、江津市女性懇話会(市民の中から10名)、女性行政庁内会議(関係各課長13名)、女性行政庁内研究部会(庁内各課23名)と担当課が共に話し合いながら男女共同参画社会に向けて取り組んでいるところです。

「江津市男女共同参画推進条例」を制定しました

当市では、江津市女性行動計画(レディースプランごうつ)を平成11年に策定し、男女共同参画社会の形成に向けていろいろな取り組みがなされてきましたが、まだ、性別による固定的な役割分担から来る制度や慣行など、改善されてない課題が多く残されています。

そこで、市、市民、事業者の責務を明確にすると共に、性別による権利侵害の禁止、積極的改善措置等の推進を図るため「江津市男女共同参画推進条例」を平成13年3月に制定しました。

この条例によって江津市民全員で手を取り合って「女と男がともに生きるいきいきと輝いて暮らせるまち、江津」をめざします。

なお、行動計画については国の男女共同参画社会基本法、市の第4次総合振興計画、後期計画と整合性をもたせ、今年度見直す予定です。



2000年江津市女性議会

「江津市女性議会」が開催されました

平成12年7月に「江津市女性ネットワーク」が設立され、11月には、女性が市政や議会への関心を深めると共に女性の感性を魅力ある豊かな町づくりに生かしてもらおうと、「江津市女性議会」が開催されました。

「江津市女性ネットワーク」と江津市が主催で、女性ネットワークの代表31名が議員となり、様々な質問や要望が出されました。今後、それらを参考にし、市政に反映させたいと思っています。

男女共同参画社会への啓発をしています

- 広報に「条例について」「女性相談センター」「DV法」等関係記事を掲載しています。
- 広く市民に呼びかけて、「男女共同参画講演会」を開催します。
- 女性懇話会、庁内関係委員等を対象に、男女共同参画への研修を行っています。

あすてらす フェスティバル2001

『女性の人権 ～対等なパートナーシップをめざして～』

●日時/平成13年11月23日(金)
10:00~16:00

●場所/県立女性総合センター あすてらす

●弁護士・福島瑞穂氏 講演会

●自主企画イベント
(公募ワークショップ・展示販売・パフォーマンスなど)



同時開催

しまね映画祭2001

「ザ・コンテンダー」

～女が副大統領になる それが罪ですか?～
(2000年アメリカ)

●上映時間/16:30~18:30

●料 金/500円(65歳以上無料)



島根県立女性総合センター

あすてらす

〒694-0064大田市大田町大田イ236-4 (JR大田市駅西隣)

TEL:(0854) 84-5500(代) FAX:(0854) 84-5589

ホームページアドレス <http://www.asuterasu.pref.shimane.jp/>

利用のご案内 ((誰でも気軽に利用できます!))

●開館時間/9:00~19:00 (貸し出し施設については21:00まで)

●休 館 日/毎週月曜日・国民の祝日、年末年始(12月29日~1月3日)